

大阪府景観計画（抜粋）

1 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

大阪府の定める景観計画の区域は以下の通りとする。

景観計画の区域	
道路軸	第二京阪道路沿道区域 第二京阪道路の門真市大字ひえ島地内から枚方市長尾東三丁目地内の京都府との境界部まで及びその沿道の区域 （道路の端から両側50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。）

2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

「景観形成基本方針」に即して景観形成を推進し、区域毎の景観形成方針を以下のとおり定める。なお、「場所を活かす方針」において、広域的な観点から、景観の連続性を示すため、景観行政団体や景観条例を策定している市町村の区域に関する記載を含んでいるが、当該区域は、市町村の定める景観計画等の方針に基づくものとする。また、建築物等の計画にあたり、当該方針を定めるに至る「検討書」を別に作成している。

景観形成方針【第二京阪道路沿道区域】

景観づくりの目標

『生駒山系の裾野を走り、「淀川のみどり」と「生駒山系のみどり」の間に新たな「みどりの軸」を形成し、京都と大阪の地域と歴史・文化を結ぶ中において、自然と都市景観が調和した景観をつくりだす。』

景観づくりの基本方針

■全体で取り組む方針

- I 京都、大阪を結ぶ古来からの文化往来の地に位置し、また北河内の各都市を南北に結ぶ地域軸となり、沿道の新たな市街地形成の先導的役割を果たし、地域の風景となる良質な空間・景観を創造する。
- II 北河内の背景を成している生駒山系の裾野を走る中において、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。
- III 環状・東西の都市軸と交差する道路空間がもたらす場所性を活かし、IC周辺部、都市軸との交差点などでの良好なランドマークの形成などに努める。
- IV 周辺の自然的要素、歴史的文化遺産、優れた意匠の都市施設などの景観資源との調和やつながりを大切に、節度と風格のある景観づくりを行う。

■場所を活かす方針

A 大阪中央環状線から国道170号の区間

既成市街地が大半を占め、住宅と中小規模の工場などが混在した都市的沿道景観が形成されている現状を踏まえ、『環境施設帯の織りなす緑の軸やまちなみの調和に配慮した活気と節度と風格のある景観づくりを行う。』

a-1 門真JCT(仮称)、門真IC(仮称)、寝屋川南IC(仮称)付近や門真南駅周辺などにおいては、交通の要衝や中心地にふさわしい景観づくりを行う。

a-2 国道163号や大阪外環状線(国道170号)など主要な幹線道路との交差点付近では、周辺市街地景観との調和に配慮しつつ、交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。

B 国道 170 号から天野川の区間

農地と樹林地が大半を占め、寝屋川公園等みどりの量の多い景観が形成されている現状をふまえ、『山並みや公園などのみどり多い優れた環境になじむ質の高い景観づくりを行う。』

b-1 JR 東寝屋川駅、JR 星田駅、寝屋川北 IC (仮称)、交野南 IC (仮称) 周辺などにおいては、近隣核や交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。

b-2 天野川交差部の水辺の自然資源や旧街道等の歴史資源との連携に配慮するとともに、沿道に広がる田園風景との調和に配慮する。

b-3 専用道路の構造の変化により、視界の開ける区域においては、周辺の景観への調和など、道路からの眺望に配慮する。

C 天野川から枚方市域の区間

生駒山系の豊かなみどりを背景とする中において、まとまった農地と良好な戸建て住宅地や旧集落により景観が形成されている現状をふまえ、『生駒山系の豊かなみどりの山並みに配慮したみどりの多い景観づくりを行うとともに、街並みの調和やまとまりに配慮した景観づくりを行う。』

c-1 JR 河内磐船駅、京阪交野市駅、交野北 IC (仮称) 周辺などにおいては、近隣核や交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。

c-2 一般道路部の高さが専用道路部に近づく京阪交野線や JR 学研都市線との交差・並行して走る地域については、視界の広がりを意識し、背景となる景観との調和に配慮する。

c-3 源氏池等のため池や山並みが迫る地域については、みどり豊かな景観づくりを行う。

D 枚方市域の区間

生駒山系の裾野と農地と閑静な低層住宅地、ゴルフ場等、みどりの量の多い景観が形成されている現状をふまえ、『生駒山系の山並みなどのまとまりのあるみどりに配慮し、豊かな自然景観と良好な住宅地と調和した景観づくりを行う。』

d-1 国道 307 号交差部、JR 津田駅、JR 藤阪駅、JR 長尾駅、枚方南(仮称) IC、枚方東 IC 周辺などにおいては、近隣核や交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。

d-2 生駒山系の山並みが迫る地域については、みどり豊かな景観づくりを行う。

公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

I 門真の市街地から、田園地域を貫き、生駒山系の山裾通る自然の眺望景観と市街地景観に優れた景観構造を読み取り、活かす。

II 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫などによる景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。

III 生駒山系の山裾や田園地域を貫く本地域においては、街路樹や緑地帯の育成と充実などにより、山並み景観や田園景観などと調和した豊かなみどり空間をつくる。

IV 歩道や緑地帯などの空間を中心に公共・公益空間を適切に維持管理する。

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号関係）

規制又は措置の基準として、道路軸（第二京阪道路沿道区域）については別表1を適用することとする。

別表1（道路軸に適用）

建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表4の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別添4の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

別表 4 (色彩基準)

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準 (外壁基本色)

- ① R (赤)、Y R (橙) 系の色相の場合、彩度 6 以下
- ② Y (黄) 系の色相の場合、彩度 4 以下
- ③ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

- ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
 - ・外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合
 - ※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
 - ・外壁各面で 1 / 2 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
 - ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1 / 3 以下とすること。
 - ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】 (大阪府景観条例施行規則による)

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20 m を超えるもの 又は 建築面積が 2,000 m ² を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20 m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが 20 m 又は築造面積が 2,000 m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに大阪府景観条例により、通常管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

第 6 回市街化区域及び市街化調整区域の 区域区分変更についての基本方針

1. 趣旨

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分は、昭和 45 年 6 月 20 日に計画決定されて以降、5 回にわたる一斉見直しを経て現在に至っている。

この制度は、これまで約 40 年間にわたり、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地整備に大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展、安全・安心や地球環境問題への意識の高まり、資源・エネルギー問題の深刻化、厳しい財政的制約など社会経済情勢が大きく変化する中、これまでと同様に市街地を拡大することは、人口密度の低下など市街地の拡散を招くこととなり、公共交通の衰退、自動車交通への過度な依存、環境負荷の増大、都市施設の維持管理や福祉施策等の行政コストの増大、地域コミュニティの崩壊等、さまざまな問題を引き起こすことが懸念される。

こうした諸問題を解決又は回避するため、大阪の都市の持つ特長である「集約・連携型都市構造」の強化を図り、持続可能な都市の実現を目指すものとする。

今後の都市づくりにあたっては、既存の都市ストックを活用しつつ、鉄道駅周辺等の拠点における都市機能のさらなる集積、円滑で機動的な都市交通体系の構築、市街地の無秩序な拡大の抑制などに努めるとともに、産業や高度な研究開発等の集積、競争力の高い港湾や空港、第二京阪道路などの広域交通ネットワーク等を活用し、産業立地を促進することにより、持続可能で暮らしやすく活力ある都市圏の形成を図る。

2. 基本となる考え方

今回の区域区分の変更は、平成 27 年を目標年次とし、「都市計画区域マスタープラン」等の考え方と整合を図り、次に示すとおりとする。

市街化区域の土地については、まず、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用を促進し、計画的に良好な市街地の形成を図るとともに、当分の間営農が継続されることが確実であることなどにより、計画的な市街地整備の見込みのない区域については、市街化調整区域への編入に努めるものとする。

市街化区域への編入は、土地利用の不可逆性、自然的環境の保全等に配慮するとともに、農林漁業との調和を図りつつ、計画的な市街化を図る上で、特に必要なものについて行うものとし、鉄道駅周辺等に位置し、集約・連携型都市構造の強化に資するものについては、優先的に市街化区域に編入するものとする。

なお、市街化区域の規模は、目標年次における市街地に配置すべき人口及び産業を適切に収容しうる規模とし、新たに市街化区域へ編入する区域は、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が確実に行われる区域のうち必要最小限の区域とする。

市街化調整区域内の森林・農用地等については、食料等の安定供給、地球温暖化の防止、生物多様性の確保、良好な景観の形成、府民のレクリエーション利用の場など、多面的機能の発揮を図るため、適正な保全・整備に努める。

区域区分の変更は、社会情勢の変化に対応するため、都市計画基礎調査に基づき、概ね

5年毎に府内全域を対象として、総合的観点から実施する。ただし、保留フレームが設定されているものについては、計画的な開発事業が実施されることが確実となった時点で行う。

なお、土地所有者等から区域区分に関する都市計画の変更の提案があり、計画提案を踏まえた都市計画の変更を行う場合についても、原則として概ね5年毎の区域区分の変更に併せて行う。

3. 市街化区域への編入

新たに市街化区域への編入を検討する区域は、都市計画区域マスタープランとの整合が図られ、かつ市町村マスタープラン等に位置付けられているもので、次のいずれかに該当する区域とする。

3-1 現行市街化区域と連担している区域

(1) 既に市街地を形成している区域は、次に掲げる区域とする。

なお、既に市街地を形成している区域として、市街化区域に編入する場合は、良好な市街地の形成を図るため、適切な整備・誘導方策を講じることに努めること。

- ① 国勢調査結果による人口集中地区、準人口集中地区を基本とし、人口密度40人/㍍以上の区域が連担しており、実態的に市街化されていると認められる区域。(原則として、建物の建っていない区域は除く。)
- ② 将来人口密度が40人/㍍以上想定できる住宅地で、計画的な開発事業等が完了し、道路・公園等の都市基盤施設が整備されており、計画的な市街地の形成が確実な区域。
- ③ 商業・業務及び工業地等で、既に市街地を形成している区域。(原則として、建物の建っていない区域は除く。)
- ④ 商業・業務及び工業地等で、計画的な開発事業等が完了し、道路・公園等の都市基盤施設が整備されており、計画的な市街地の形成が確実な区域。

(2) 優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域は、次に掲げる区域とする。

① 計画的な開発事業が実施されることが確実な区域として次に掲げるもの。

1) 土地区画整理事業が実施されることが確実な区域

区域区分の変更と同時に、土地区画整理事業に関する都市計画が定められるもの。

2) 公的機関、民間開発事業者による開発事業が実施されることが確実な区域

公的機関、民間開発事業者が、当該区域の用地を取得することが確実であり、区域区分の変更までに当該事業計画の案が定められ、関係機関との調整を了しているものであって、区域区分の変更と同時に、当該区域についての地区計画が定められるもの。

なお、地区計画には地区整備計画(原則として、建築物等の用途の制限、道路・公園等の地区施設が定められたもの)を区域区分の変更と同時に定めること。

3) 流通業務団地等の都市施設が定められることが確実な区域

区域区分の変更と同時に、都市施設(法第11条第1項第8号から第10号の都市施設)についての都市計画が定められるもの。

② 計画的に市街化を図る地区計画等(都市計画法第12条の4第1項第1号から第4号に掲げる計画。以下、「地区計画等」という。)を定めることにより、良好な市街地

の形成が確実な区域であり、次に掲げる条件を全て満たすもの。

- ・ 区域区分の変更と同時に、当該区域についての地区計画等が定められるもの。
なお、地区計画等には地区整備計画等（原則として、建築物の用途の制限、道路・公園等の地区施設が定められたもの）を区域区分の変更と同時に定めること。
- ・ 当該地区計画等の実現化方策や地区施設の整備方針・整備計画が明らかなもの。

3-2 飛地の区域

既に市街地を形成している区域として3-1（1）に掲げる区域及び計画的な開発事業が実施されることが確実な区域として3-1（2）①に掲げる区域については、概ね50%以上で、飛地の市街化区域が設定できるものとする。

ただし、次に掲げる一団の土地の区域で、計画的な開発事業が実施されることが確実な区域として3-1（2）①に掲げる区域については、20%以上を目途として飛地の市街化区域を設定できるものとする。

- （1）インターチェンジ、新たに設置される鉄道の新駅又は大学等の公共公益施設と一体となって計画的に整備される住居、工業、研究業務、流通業務等の適地。
- （2）鉄道既存駅周辺、温泉その他の観光資源の周辺の既成市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域。
- （3）役場、旧役場周辺の既成市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域。
- （4）人口減少、産業停滞等により活性化が特に必要な地域で計画的市街地整備（既存集落を中心とするものを除く。）が確実に行われる区域。
- （5）効率的な工業生産、環境保全を図る必要がある場合の工場適地。

3-3 公有水面埋立事業による区域

公有水面埋立法に基づく埋立免許によって、事業実施中の土地の区域及び事業が完了した土地の区域。

4. 保留フレームの設定

都市計画区域マスタープランとの整合が図られ、市町村マスタープラン等に位置づけられているもので、都市施設等の整備状況、周辺の土地利用の状況等を勘案し、計画的に市街化することが必要であり、かつその見通しがあると認められるものの、事業実施の確実性の不足等の理由で、市街化区域への編入に至らなかった土地の区域については、保留フレームを設定し、土地区画整理事業等計画的な開発事業が実施されることが確実となった時点で、随時、市街化区域に編入することができるものとする。

保留フレームを設定する場合は、可能な限り特定保留フレームの設定に努めるものとする。

なお、保留フレームの設定は、計画的な開発事業の実施が前提であることから、事業の実施の見通しについて、厳格に判断を行うものとする。

5. 市街化区域内の土地の市街化調整区域への編入

現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であることなどにより計画的な市街地整備の見込みのない区域で、周辺の市街化区域における市街地開発事業や道路、下水道等の都市整備事業の実施等、当該市街化区域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のない一団の土地の区域については、市街化調整区域への編入を検討する。

なお、市街化調整区域への編入により市街化区域に囲まれることとなる区域は、その規模の基準を2㍍以上とするが、概ね5㍍の規模に満たない場合は、次に掲げる条件を全て満たす区域において、設定できるものとする。

- ・原則として、既に宅地である土地及び宅地化が見込まれる土地を含まない区域
- ・農地にあつては、営農の継続が確実と認められる区域。

6. 原則として市街化区域に含めない区域

優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

- (1) 市街化の動向並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適當な土地の区域。
- (2) 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域。
- (3) 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域。
- (4) 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域。

7. 市街化区域及び市街化調整区域との境界の設定方法

市街化区域と市街化調整区域との境界は、原則として道路、河川、水路、鉄軌道等の明確な地形、地物等土地の範囲を明示するのに適當なものにより定める。

なお、道路、河川等の新設・改良により、現行の区域区分の境界が不明確になる場合には、上記の設定方法により境界を変更する。

8. 関係部局との調整

原案の作成にあたっては、農林担当部局等関係者と協議・調整を図る。

「第6回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」の補足資料

1. はじめに

区域区分の変更は、「第6回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針（以下、「基本方針」という。）」、「都市計画関係法令」「都市計画運用指針（平成18年11月国土交通省）」及び「都市計画と農林漁業との調整措置（平成19年10月農林水産省）」等に基づき実施するものとする。

2. 都市計画提案制度について

都市計画提案制度は、まちづくりや都市計画に対する住民の関心を高め、主体的かつ積極的な住民参加を促すものであるが、区域区分は、地域地区や都市施設等、他の都市計画の決定方針にも密接に関わる根幹的な都市計画であることから、都市計画提案を踏まえた区域区分の変更を行う場合も、原則として、概ね5年毎の区域区分の変更に併せて実施するものとする。

3. 市街化区域への編入について

現行市街化区域と連担している区域として新たに市街化区域への編入を検討する区域は、原則として、現行市街化区域に当該区域の周囲の概ね4分の1以上が接している整形の区域とする。

4. 保留フレームについて

（1）保留フレームの対象区域

府下一斉の区域区分の変更時点において、次の①から③に該当する区域として、市街化区域への編入について協議調整を行ったが、事業実施の確実性の不足等の理由で、市街化区域への編入に至らなかった土地の区域のうち、計画的な開発事業が概ね5年以内に実施される見込みがあると認められる区域について、保留フレームを設定することができるものとする。

- ① 土地区画整理事業が実施されることが確実な区域
- ② 公的機関、民間開発事業者による開発事業が実施されることが確実な区域
- ③ 流通業務団地等の都市施設が定められることが確実な区域

（2）保留フレームの運用

保留フレームは、住宅地、商業・業務及び工業地等について設定できるものとする。

（3）保留フレームの設定基準

保留フレームの設定基準は下記のとおりとし、可能な限り特定保留フレームの設定に努めるものとする。

① 特定保留フレーム

計画的な開発事業の実施の見通しがあり、位置、事業手法、事業予定者、事業着

手年度及び事業予定期間等が明らかなもので、市町村マスタープラン等で、その位置等を明らかにし得る区域は、特定保留フレームとして設定する。この場合、当該区域の区域境を明示する必要がある。

②一般保留フレーム

計画的な開発事業の実施の見通しはあるものの、位置、事業手法、事業予定者、事業着手年度及び事業予定期間等までは明らかでないものについては、市街化区域に收容すべきフレームに相当する区域として、一般保留フレームを設定する。

まちづくり申し合わせ書（例）

（趣旨）

第1条 ○○地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、乱開発を抑制し、未来に向かって良好なまちづくりを推進することを目的として、次のとおり申し合わせ（以下、「この申し合わせ書」という。）をし、会員（協議会規約第△条）一同これを遵守することとする。

（対象の区域）

第2条 この申し合わせ書の対象となる区域は、別紙、○○地区まちづくり申し合わせ書区域図に示す区域とする。

（協議会と市の役割）

第3条 協議会はこの申し合わせ書に基づき、未来に引き継ぐ良好なまちづくりを実現するため積極的に行動し、□□市に対し必要な助言及び指導を求めるものとする。

（土地利用の制限）

第4条 会員は会員所有の土地を転用または第三者へ転売もしくは賃貸等転用する場合は土地利用計画等について、協議会へ諮ることとする。

- 2 前項の場合において、当該土地を、①生活環境や営農環境の悪化、防災上の問題がある場合②青少年の健全な育成に支障がある設備③その他協議会として望ましくない施設・用途へ転換しようとする場合、協議会が一定の制約を課すことを了承する。

（営農環境の保全）

第5条 会員は、農との共存を図るため、農作業が支障なく行われるよう相互に協力し、営農環境の保全に努める。

（申し合わせ違反者に対する措置）

第6条 この申し合わせ書に違反があった時は、協議会の役員会（以下、「役員会」という。）と違反者で協議し、改善が図られない場合は、役員会の議決を経て協議会がその氏名及び違反の内容を会員に公表する。

（申し合わせ書の有効期間）

第7条 この申し合わせ書の有効期間は、締結日から起算して3年とする。更新する際は、役員会で協議の上、総会の議決を得て行う。

（補 足）

第8条 この申し合わせ書を対象地区住民等関係者に広く知らせるため、まちづくりニュースの作成や現地に標示等を行い、周知に努めるものとする。

- 2 この申し合わせ書の運用にあたっては、協議会において適正かつ公正に努めるものとする。
- 3 この申し合わせ書の事項に疑義が生じた場合又はこの申し合わせ書に定めのない事項については、役員会にて協議を行い決するものとする。
- 4 この申し合わせ書の内容について変更する必要がある場合又は新たに定める必要が生じた場合は、役員会にて協議を行い総会で定めるものとする。
- 5 会員の氏名等に変更があった場合は、協議会に連絡する。

平成 年 月 日から施行する。

○○地区まちづくり協議会
会員一同

第二京阪道路沿道まちづくり検討会規約

(名 称)

第1条 名称は、第二京阪道路沿道まちづくり検討会（以下「検討会」という。）という。

(目 的)

第2条 検討会は、第二京阪道路沿道地域における各都市及び地域にふさわしいまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達するために、次に掲げる事項に関わる協議、調整、検討を行う。

- (1) 「沿道まちづくり方針」の策定及び活用
- (2) 「緑立つ道 沿道まちづくりガイドブック」の策定及び活用
- (3) まちづくりに係わる共通する課題に関する情報交換
- (4) その他前条の目的を達成するにあたり必要となる事項

(組 織)

第4条 検討会は、別表に掲げる会員をもって構成する。

- 2 会長は、大阪府都市整備部総合計画課長の職にある者をもって充てる。
- 3 検討会は、検討会における検討事項について、学識経験者等の助言を求めることができるものとする。
- 4 必要に応じ、部会を設置できるものとする。

(会 議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集する。

招集にあたり、会員以外で、会長が必要と認めた者の参加を求めることができるものとする。

(事 務 局)

第6条 検討会の事務局は、大阪府都市整備部総合計画課に置く。

(そ の 他)

第7条 本規約によらない場合は、会議にて協議することとする。

付 則

この規約は、平成11年3月24日から施行する。

付 則

この規約は、平成11年8月20日から施行する。

付 則

この規約は、平成12年6月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成13年3月30日から施行する。

付 則

この規約は、平成14年3月26日から施行する。

付 則

この規約は、平成21年12月24日から施行する。

**第二京阪道路沿道まちづくり検討会
検討会会員**

所属	検討会会員職
国土交通省近畿地方整備局	道路部道路計画第一課長
	浪速国道事務所長
	建政部計画管理課長（オブザーバー）
	建政部都市整備課長（オブザーバー）
NEXCO 西日本	枚方工事事務所長
大阪府環境農林水産部	農政室整備課長
大阪府住宅まちづくり部	建築指導室建築企画課長
大阪府都市整備部	総合計画課長
	市街地整備課長
	交通道路室参事
	枚方土木事務所長
枚方市	理事（都市基盤整備調整担当）
	都市整備部長
寝屋川市	まち政策部長
門真市	都市建設部長
四條畷市	建設部長兼特定地区整備担当部長
交野市	都市整備部長
	第二京阪道路対策室長
(財)大阪府都市整備推進センター	都市整備事業部長

第二京阪道路沿道まちづくり検討会規約

沿道まちづくり部会 運営要領

(名 称)

第1条 名称は、第二京阪道路沿道まちづくり検討会「沿道まちづくり部会」(以下「部会」という。)という。

(目 的)

第2条 部会は、第二京阪道路沿道まちづくり検討会規約第3条の検討項目を具体の地区で実践するにあたっての共通の課題を把握し、その解決方策についての検討を行う。

(組 織)

第3条 部会は、別表に掲げる部会員をもって構成する。

2 部会は、部会における検討事項について、学識経験者等の助言を求めることができるものとする。

(会 議)

第4条 部会は、事務局が召集する。

部会員以外で、部会が必要と認めた者の参加ができるものとする。

2 部会は必要に応じて、部会における検討状況及び結果を検討会に報告するものとする。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、大阪府都市整備部総合計画課に置く。

(その他)

第6条 本運営要領によらない場合は、部会において協議することとする。

付 則

この運営要領は、平成16年11月10日から施行する。

付 則

この運営要領は、平成21年12月24日から施行する。

**第二京阪道路沿道まちづくり検討会
沿道まちづくり部会会員**

所 属		役 職
国土交通省近畿地方整備局	浪速国道事務所	調査課長
	建政部 計画管理課	計画管理課長補佐（オブザーバー）
	建政部 都市整備課	都市整備課長補佐（オブザーバー）
NEXCO 西日本	枚方工事事務所	工務課長
大阪府環境農林水産部	農政室整備課	計画指導G課長補佐
大阪府住宅まちづくり部	建築指導室建築企画課	景観推進G課長補佐
大阪府都市整備部	総合計画課	企画推進G課長補佐
		土地利用計画G課長補佐
	市街地整備課	区画整理G課長補佐
	枚方土木事務所建設課	幹線道路G課長補佐
	枚方土木事務所地域支援課	地域支援・防災G課長補佐
枚方市	都市整備部	都市計画課長
寝屋川市	まち政策部	都市計画室長
門真市	都市建設部	都市政策課長
四條畷市	建設部	副参事
		都市計画課長
交野市	都市整備部	都市計画課長
		第二京阪道路対策室長
(財)大阪府都市整備推進センター	都市整備事業部	都市整備事業課長

